

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 土地改良法により換地計画を定めた件
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件四件
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件
- 道路の区域を変更する件二件
- 道路の供用を開始する件
- 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件
- 肥料の登録の有効期間を更新した件

告示

福島県告示第五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、真野地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。このために係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和六年一月三十一日から
同 年二月十九日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所

南相馬市役所

（農村基盤整備課）

福島県告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和六年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
渡部長平 星勝泰 湯田芳一 星笑子 星金松 堀金満 野中貞次郎 柏倉平八 星忠親 星栄作 湯田松雄 湯田歩美 湯田義久 湯田善道 渡部自子 村瀬林造 星貞雄 星貴司 湯田澄雄 湯田常善 湯田利喜雄 湯田幸一郎 湯田清 土田重富 星ヒデ 湯田伝 湯田輝男 湯田松男 湯田一造 湯田一造 湯田勝 湯田勝 星和孝 野中安吉 町島長 堀金宏一郎 室井平藏 猪股一夫 田浦英典 室井照男 馬場公一朗
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件（令和五年福島県告示第六百七十二号）によること。
3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を天栄村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和六年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
星和雄 星仙松 星多利良 星清之助 佐藤清治 小山太郎吉 小山庄吉 小山正

人 星忠徳 三浦勝造 藤原末吉 渡辺邦男 木村善作

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和五年福島県告示第七百三十四号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和六年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
大和田吉太郎 田村明子 佐藤勝比古 大谷和意 阿部信男
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和五年福島県告示第七百五十号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和六年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
赤塚半五郎 中根秀五郎 西郡長太 和田捨次郎 片寄新八郎 林萬次郎 片寄喜助 西郡忠助 西郡藏吉 片寄清 林石藏 赤塚甚吉 星喜定 林龍治 佐川豊作 吉田俊造 草野眞平 平沢勝巳 高木保 長谷川忠一 鈴木末治 草野末吉 箱根春雄 小野武雄 川名茂重 草野定信 伊藤喜夫 松本次雄 大平忠一 福田シン 井一郎 鈴木高義 飯沢與助 草野豊一 中村幸助 田久亀吉 国井勝蔵 草野一郎 吉田昭 柴崎徳夫 秋場武一 菅波忠男 柳内芳弥 佐藤政光 佐藤清永 長谷川ミノ 草野剛 草野鉄夫 佐久間盛男 佐藤博 岸本良平 箱崎ヤス 鈴木春次郎 鈴木務 荻野一之 阿部初 両角久衛 野村四郎 上平孝秀 藤井正男 熊谷ハナ 鈴木年丸 鈴木繁造 柳内ステ子 鈴木マツ 仲野谷稔 草野正克 鈴木勇 草野登野川讓 草野高保 大曾根満 草野清 黒沢喜市 斉藤徳二 鈴木ヤイ 草野三次 中柴十一郎 面川仁助 中野新 神勇吉 草野正一 松本良一 柴崎正 田久寛一 平山九兵衛 菅波寿子 草野昌光 菅波登 田久一寿郎 草野政春 草野勇 足立金一郎 井戸川チヨ 山田金助 高木與四郎 松本義顕 根本竹次郎 金沢吉次 佐藤誠 鈴木一郎 渡辺長治 佐藤重二 柳内林平 国井一郎 大河原徳衛 長塩友吉 高木利政 小野忠仁 佐藤三男 佐藤金與 大榎武雄 荻野茂男 志田恒政 渡辺重寿 松本軍次郎 浅田金吾 鈴木武雄 草野エイ 渡辺房一 丹野勝美 大橋時宗 高木嘉章 田久一義 鈴木末雄 草野正一郎 佐藤佐内 草野広文 猪狩源一 松本司郎 菊地きよ 制野銀四郎 佐藤森義 草野栄行 鈴木丈夫 大平敏子 武田清愛 川義勇 小林猪三郎 渡辺武夫 田久徳次郎 草野好 草野セイ 草野長治 草野正保 渡辺ハナエ 草野ヨネ 柳内絹子 佐藤三郎 平沢徳藏 坂本アイ子 佐藤千代 鈴木一栄 草野シナ 鈴木慶助 鈴木登 市毛政好 飯野夏雄 鈴木三男平 榎田庄藏 日西清長 大榎森司 飯沢豊次 高木重勝 鈴木定助 渡辺秀治 坂本勝重 小松雅孝 沢田徳寧
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和五年福島県告示第六百九十三号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和六年一月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 大野喜六 庄司与右衛門 大野一 若菜信昭 若菜忠男 上野カツヨ 野辺幸吉
 岩下市三郎 野辺新太郎 的場利三郎 的場作平 菊地太三郎 野辺紋四郎 野邊熊
 多郎 岩下平八 的場作男 野辺熊次郎 野辺寅太郎 武笠誠 荒井鶴雄 小林作衛
 荒井伝喜 加藤清太郎 小林晃彦 渡部六七八 加藤茂左衛門 遠藤力衛 小林一
 裕 荒井政幸 佐藤芳信 遠藤貴之 加藤清一 小林廣次 荒井マサコ 大竹平吉
- 二 通知の内容の要旨
 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和五年農林水産省告示第千四百六十六号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和六年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年一月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き浪江線	双葉郡大熊町大字大川 原字西平二〇七二番地 先から 同 郡同 町大字大川 原字西平一〇九〇番二 地先まで	変更前 変更後	一〇・八 三三・二	七二〇・七
		変更後	一〇・八 三六・〇	七二〇・七

（道路計画課）

福島県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和六年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年一月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道浪江 三春線	双葉郡浪江町大字川房 字大柿一六一番一〇地 先から 同 郡葛尾村大字葛尾 字野行一〇一番地先ま で	変更前 変更後	A 四・七 五八・六	五、二二九・二
	双葉郡浪江町大字昼曾 根字道下四番一地先か ら 同 郡葛尾村大字葛尾 字野行一〇一番地先ま で	B 六・七 四三・七	五、五一四・九	

（道路計画課）

福島県告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和六年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年一月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一四号	双葉郡浪江町大字昼曾 根字道下九番五地先か ら 同 郡同 町大字昼曾 根字道下一番一地先ま で	変更前 変更後	一一・四 一三・九	一三九・三 一三九・三
			一一・四 三八・五	一三九・三

(道路計画課)

福島県告示第六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和六年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和六年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道本宮三春線	本宮市高木字中島九五番一地先か ら 同 市高木字狐森七二番二地先ま で	令和六年二月一日

(道路計画課)

福島県告示第六十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。
令和六年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
北表1号
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する一点から十九点までを順次結んだ線及び十九点と一

点を結んだ線に囲まれた土地の区域
郡山市田村町谷田川字北表

十六番	一点	北緯三七度一八分四一秒五二〇四二
十六番	二点	東経一四〇度二六分五秒六〇六一四二
十六番	二点	北緯三七度一八分四一秒六六〇四六
十六番	二点	東経一四〇度二六分五秒九四四七〇
十一番	三点	北緯三七度一八分四一秒八四一五六
十一番	三点	東経一四〇度二六分五秒四八六一
六番及び七番	四点	北緯三七度一八分四二秒六四九五一
六番及び七番	四点	東経一四〇度二六分五秒二六〇九二
二十二番	五点	北緯三七度一八分四四秒〇一一〇
二十二番	五点	東経一四〇度二六分五秒四〇〇七九
二十一番	六点	北緯三七度一八分四三秒五〇一三三
二十一番	六点	東経一四〇度二七分〇一秒六三三四七
二十六番	七点	北緯三七度一八分四四秒三三七四七
二十六番	七点	東経一四〇度二七分〇一秒七一五九七
百二十番	八点	北緯三七度一八分四五秒四三〇三三
百二十番	八点	東経一四〇度二七分〇三秒四八八九七
七十六番	九点	北緯三七度一八分四五秒四六〇六九
七十六番	九点	東経一四〇度二七分〇六秒〇七七一八
七十六番	十点	北緯三七度一八分四五秒一六七九〇
七十六番	十点	東経一四〇度二七分〇六秒六九〇一六
四十五番二	十一点	北緯三七度一八分四四秒七〇〇五三
四十五番二	十一点	東経一四〇度二七分〇六秒八七二九〇
四十五番一	十二点	北緯三七度一八分四四秒四九一四一
四十五番一	十二点	東経一四〇度二七分〇六秒三七九一四
四十五番一	十三点	北緯三七度一八分四四秒三〇六四六
四十五番一	十三点	東経一四〇度二七分〇六秒二二二三四
四十五番一	十四点	北緯三七度一八分四四秒九六四九五
四十五番一	十四点	東経一四〇度二七分〇五秒八九八九一
三十八番	十五点	北緯三七度一八分四四秒四六四二六
三十八番	十五点	東経一四〇度二七分〇三秒七八一二三
二十一番	十六点	北緯三七度一八分四三秒〇四六五三
二十一番	十六点	東経一四〇度二七分〇二秒二八九九八
二十一番	十七点	北緯三七度一八分四二秒七五六一七
二十一番	十七点	東経一四〇度二七分〇〇秒九二四〇五
二十一番	十八点	北緯三七度一八分四二秒五二九三七
二十一番	十八点	東経一四〇度二六分五秒七八六〇八
十八番	十九点	北緯三七度一八分四一秒七八二八四

公 告

東経一四〇度二六分五六秒三三〇五
(砂 防 課)

公告第十七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

令和六年一月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)		その他の規格	氏名又 は名称	住所	更新 した 登録 の有 効期 限
			窒素 全量	りん 酸全 量				
855	乾燥菌 体肥料	FK1 号	6.0	6.5	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり。	フクシ マフ ワエ 株式 会社	福島県 伊達郡 桑折町 大字成 田字二 本木10 番地の 1	令和 9年 2月 16日

(農業総合センター)